

答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔平 28-21〕

第1 審査会の結論

本件諮問に係る諮問書（以下「諮問書」という。）の別紙2の第2の内容については、当該第2の2の(2)及び(4)に関し次のとおり意見を述べ、そのほかは妥当なものと認める。

- (1) 諮問書の別紙2の第2の2の(2)の、本件表現活動に係る表現の内容の概要中、「在日韓国・朝鮮人を指して、」とあるのを「自己紹介と称し「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称を繰り返した上、在日韓国・朝鮮人を指して、「朝鮮人がいない日本を目指しております。」とするのが適当である。その一方で、「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称だけで、直ちにヘイトスピーチに該当するとの誤解を生じないように、本答申の第2の3の(2)記載の内容に基づき、当該会の名称だけを単独で表現した場合に必ずヘイトスピーチに該当する旨を示したものでない等の趣旨を付記されたい。
- (2) 諮問書の別紙2の第2の2の(4)の、本件表現活動を行ったものの氏名について「川東 大了（朝鮮人のいない日本を目指す会）」とするのが適当である。

第2 結論に至った理由

1 申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）に対しては、相当の期間を与えて、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与したところ、これらの提出はなかったが、条例第9条第3項に基づき口頭で意見が述べられた。

申出人の意見は、概ね次のとおりである。

- ・ 本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）の氏名や、その言動が許されるものではないことを、多くの人たちに向けて公表することで、本件表現活動者の周辺の人が本件表現活動者の言動を慎重に判断するようになり、結果として、本件表現活動者が自らの言動を振り返り、少しでも反省をするきっかけを作ることになるのではないか。
- ・ また、地域の人達にも意識を強く持ってもらい、地域をあげて差別をなくしていく取組みをやってもらう必要がある。
- ・ 本件表現活動者が結成したとする会の名称についても、排外的な名称を冠した会の代表をしているという本件表現活動者が差別的言動を行ったのだと世間に知らしめることになるので、ぜひ併記して公表してもらいたい。また、この会の名称がヘイトスピーチであると公表し

てもらいたい。

- ・ 国の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）では明確な禁止規定がないので、やはり条例に基づくヘイトスピーチ認定及び氏名公表ということで、断固としてしかるべき措置をとってもらいたい。

(2) 本件表現活動者

本件表現活動者に対して、相当の期間を与えて条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与したところ、本件表現活動者からは、意見ないし証拠が提出された。

本件表現活動者の意見は、概ね次のとおりである。

- ・ 氏名公表については、肩書に、自らの所属する政治団体の名称を明記してほしい。
- ・ 朝鮮人は、日本国民が平穩に暮らして幸福を追求する幸福追求権を侵害するとともに、精神的に完全に良好な状態を著しく阻害する存在である。こうしたことから、朝鮮人を排斥することを違法としたり制限したりすることは、憲法に反することであり、条例には重大な事実誤認・欠陥がある。
- ・ あらゆる外国人ではなく、「排斥の必要がない外国人」に限定して条例は適用されなければならない、憲法違反である。

なお、本件表現活動者に上記意見書等を提出する機会を付与する旨の通知をする際には、併せて条例第9条第3項に基づく口頭で意見を述べる機会を付与する旨通知したが、本件表現活動者から同項の規定に基づく申立てはされなかった。

2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書の別紙2の第2の1に記載された、表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は、本件ウェブページに掲載されていた本件音声ファイルが削除されたため、現時点においてヘイトスピーチに該当する表現活動が継続されているとは評価できず、また、本件音声ファイルに収録されていた表現の内容が拡散しないことも踏まえると、適当であると認める。

3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書の別紙2の第2の2の(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報である。

なお、本件音声ファイルは既に削除されているが、(2)記載のとおり、一般市民のヘイトスピーチについての理解を促進し人権意識の高揚とヘイトスピーチの抑止を図る観点から、本件表現活動に係る表現の内容の

概要については、これを公表すべきである。しかしながら、本件ウェブページ及び本件音声ファイルのURLの公表については、本件ウェブページが現在もインターネット上で公開されたままであること、また本件音声ファイルの写しがアーカイブとして収集されインターネットを利用して不特定多数の者による閲覧ができる状態に置かれている可能性があり、当該URLを公表することによって、本件音声ファイルによる表現の内容そのものが拡散されるおそれがあることから、条例第5条第5項の規定の趣旨にかんがみ、当該URLの公表は差し控えることが適当であると考えられる。

以上のことから、諮問書の別紙2の第2の2の(1)に記載された内容の公表は適当であると認める。

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要について

ア 「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称に係る発言に関する記載の必要性について

本件表現活動者は、「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称について、本件表現活動の冒頭及び中途において、繰り返し、自己紹介と称するなどして、「朝鮮人がいない日本を目指しております。」等との発言と併せて発言している。

これらの、当該会の名称に係る発言は、冒頭だけでなく中途においても発言されていることなどから、単なる自己紹介などではなく、本件表現活動の一部を成すものと評価できるし、また、当該会の名称から、在日韓国・朝鮮人を日本から排除し、日本に居住する権利や自由を制限する目的が明らかに認められることから、本件表現活動におけるこうした発言は、条例第2条第1項第1号のうち、少なくともア及びイに該当するものである。

一方で、当該会の名称を表現しただけでは、同条第1項第2号アに規定する相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷又は同号イに規定する脅威に該当するような内容又は態様を備えているとは、通常はとらえ難い（本件表現活動の後に本件表現活動者が政治団体としての届出を行った「朝鮮人のいない日本を目指す会」（傍点は当審査会による。以下同じ。）について考慮しても同様である）。よって、不特定多数の者が表現の内容を知りうる状態に置くような場所又は方法（同項第3号）で当該会の名称を単独で表現したとしても、それだけでは、同条第1項にいうヘイトスピーチに該当する表現活動であるとの認定には至らない。

当該会の名称に関しては、「朝鮮人のいない日本を目指す会」の名称そのものが「ヘイトスピーチ」（ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動）に該当するのかどうか、という観点から、国会においても問題が提起された状況にあるため、本件表現活動に係る表現の内容の概要の公表において、安易に会の名称に係る発

言を記載すれば、本件表現活動全体に係る公表の趣旨・内容とは関係なく、こうした会の名称だけを単独で表現した場合に必ずヘイトスピーチに該当する、との誤解が広がるおそれも否定できない。

実際、諮問書の別紙2の第2の2の(2)で示された公表内容では、「概要」の記載ということもあって、こうした会の名称に係る発言については、明記されていない。

しかしながら、当審査会として、本件表現活動中の他の発言内容まで含めて俯瞰してみると、当該会の名称から読み取れる目的が、表現活動全体と密接に関係しているだけでなく、それらの内容を貫いているとさえ認められる。

こうしたことから、本件表現活動に係る表現の内容の概要においては、「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称及び「朝鮮人がいない日本を目指しております。」との発言内容は欠かすことができず、これらを明記することが適当であり、併せて、そのことに伴う前記誤解を防ぐための付記を行うことが必要であると考えます。

イ 本件表現活動に係る表現の内容の概要の記載（付記部分を除く。）の修正点について

アで記載した発言内容の明記については、諮問書の別紙2の第2の2の(2)で示された公表内容中、「在日韓国・朝鮮人を指して、」とあるのを、「自己紹介と称し「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称を繰り返した上、在日韓国・朝鮮人を指して、「朝鮮人がいない日本を目指しております。」とするのが適当である。

上記の修正により、諮問書の公表内容に追加するのが適当であるとした部分（以下「追加すべき表現の内容の概要」という。）及び諮問書の別紙2の第2の2の(2)に記載された内容は、本件表現活動が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

ウ 本件表現活動に係る表現の内容の概要の記載（付記部分）について
（ア）本件表現活動に係る表現の内容の概要全般への付記について

イで述べたことの一方で、こうした内容を公表することで、本件表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられるが、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮すべきである。

（イ）「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称に係る発言を記載することに関する付記について

アに記載したとおり、本件公表に当たっては、当該会の名称だけを単独で表現した場合に直ちにヘイトスピーチに該当する、との誤解を生じないように、特に配慮することが求められる。

については、上記の会の名称は、諮問書の別紙2の第2の2の(1)記載の表現活動1及び表現活動2のそれぞれ全体をヘイトスピーチに該当すると認定した中で、その認定の要素の一部を成すものとして公表するものであって、当該会の名称だけを単独で表現した場合に必ずヘイトスピーチに該当する旨を示したものではない旨、また、このことは、本件表現活動に係る表現の内容の概要に記載した他の発言についても同様であるが、当該会の名称については、誤解を生じないように特に注記するものである旨付記すべきである。

エ アからウまでを踏まえ、公表すべき内容について

以上から、これまで述べたような付記を行った上で、追加すべき表現の内容の概要及び諮問書別紙2の第2の2の(2)に記載された本件表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられ、他に公表を見合わせるべき特段の事情も認められない。

オ 「朝鮮人がいない日本を目指す会」という会の名称の表現に係る申出人の意見について

なお、申出人は、その意見において、本件表現活動において当該会の名称を表現していることが、それだけでヘイトスピーチに当たる旨主張しているが、当該会の名称のヘイトスピーチ該当性についてこれまで述べてきたような理由から、当該主張を採用することはできない。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

2記載のとおり、諮問書別紙2の第2の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められ、また、当該措置の内容と合わせて本件ウェブページの現況を一般市民に周知することは、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進するとともにヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられることから、諮問書別紙2の第2の2の(3)に記載された内容の公表は適当であると認める。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名について

条例第5条第1項は、「当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする」としており、同項ただし書に規定されている例外的な事情がない限りは、表現活動者の氏名又は名称を公表する旨規定している。

本件表現活動者の氏名については、本件表現活動者が、本件表現活動の中でも明らかにしているところである。このほか、本件表現活動者は、インターネット上において、本件表現活動を個人ではなく会として行う旨の表明をしていたと認められるものの、本件表現活動が収録された音声

ファイルの内容を聴取する限りは、本件表現活動者が単独で発言を行っているに過ぎず、本件表現活動が行われた平成28年9月11日の時点で、当該会が団体としての実質まで備えていたかどうかは不明である。こうした状況等を踏まえると、本件表現活動は、団体としてのものとはいえ、当該会の名称を標榜する個人によるものであると判断できるから、本件表現活動者は、「川東 大了」であるといえる。

しかしながら、氏名を公表された人物と同姓同名の別人が存在する場合もあり、その場合、その別人が風評被害を受ける可能性も考えられることから、氏名の公表に際しては慎重を期し、可能であれば、当該個人を、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするよう努める必要があると考えられる。

よって、公表の内容は「川東 大了(朝鮮人のいない日本を目指す会)」とするのが適当である。

なお、本件表現活動者は、本件表現活動において、自らの氏名等を積極的に明らかにしているが、本件については、上記のような公表を行ったとしても、条例第5条第1項ただし書に規定されている「公表することにより第1条の目的を阻害すると認められるとき」に該当するような特段の事情は認められない。

4 第2の1の(2)に記載した本件表現活動者の意見に対し、特に見解を表明すべきと考える部分に係る見解

本件表現活動者が、朝鮮人を排斥することを違法としたり制限したりすることは憲法の精神に反すると主張したり、条例は、あらゆる外国人に対してではなく、「排斥の必要がない外国人」に限定して適用されなければならない、憲法違反であると主張したりする部分について、当審査会としては、憲法が、在日韓国・朝鮮人を一般的に日本から排斥すべきという考え方に基いて制定・運用されているというような根拠を見出すことはできず、当該見解は本件表現活動者独自のものに過ぎないと考えられるので、上記の各主張について、当審査会が首肯することはできない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過
平成 28 年度 平 28-21

| 年 月 日 | 経 過 |
|-----------------|-----------------------|
| 令和 元年 8 月 2 日 | 諮問 (拡散防止の措置及び公表内容) |
| 令和 元年 8 月 2 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 元年 8 月 30 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 元年 9 月 1 日 | 表現活動者から意見ないし証拠の提出 |
| 令和 元年 9 月 27 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 元年 9 月 30 日 | 申出人口頭意見陳述、調査審議 (論点整理) |
| 令和 元年 10 月 31 日 | 調査審議 (答申案) |
| 令和 元年 11 月 25 日 | 調査審議 (答申案) |
| 令和 元年 11 月 29 日 | 答申 (拡散防止の措置及び公表内容) |